

# 令和2年第12回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和2年12月25日							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第1会議室							
開 会	令和2年12月25日 午後3時6分							
閉 会	令和2年12月25日 午後4時1分							
議 長	渡邊 清彦							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	金子 一男	出席		大塚 明夫	出席	荒川 功	出席
	2	渡邊 秋夫	出席		岩崎 新一	出席	栗原 弘喜	出席
	3	島田 眞佐雄	出席		長島 依子	出席	細野 清	出席
	4	中島 栄司	出席		中根 新一	出席	新井 浩一	出席
	5	藤井 廣一	出席		河野 勇	出席	大賀 文吉	出席
	6	武井 正光	出席		矢部 英利	出席	金子 俊昭	出席
	7	島田 豊	出席		加藤 勇	出席	飯野 義男	出席
	8	加藤 豊	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	酒巻 貞夫	出席		武井 正夫	出席	三ツ木 宏之	出席
	10	渡邊 清彦	出席		卯月 良治	出席		
	11	小林 町子	出席		金子 善行	出席		
	12	薊 勇	出席		新井 憲一	出席		
13	川邊 晃	出席	新井 清作	出席				
議事録署名人		薊 勇 ・ 川邊 晃						
議事参与		堀越 延年 ・ 森光 亮介						
書 記								

## 会議事件名

- 議案第43号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第45号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第46号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について
- 議案第47号 鴻巣市農業委員会傍聴規則の全部改正について

顛末

開会 午後3時6分

【会長代理】 これより、令和2年第12回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正が2か所あります。2ページの議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、使用貸借権の設定の筆数の総合計2筆を6筆に、畑については1筆を5筆に訂正をお願いいたします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号12番 薊 勇 委員・番号13番 川邊 晃 委員にお願いします。  
これより議案審議に入ります。  
議案第43号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。  
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議案について説明します。  
議案第43号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 6件 10筆  
番号34  
受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は843日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は7,814.39アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約10キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。なお、農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理機構である公益社団法人埼玉県農林公社が離農農家や規模縮小農家から農地を買い入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡しを行うという農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく事業で

	す。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号34について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細野 清 推進委員】	番号34について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号35について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号35 受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は400日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は193.88アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約40メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しない

	ため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤井 廣一 農業委員】	番号35について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【河野 勇 推進委員】	番号35について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号36、37について譲受人が同じため、一括して内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号36、37 受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく、本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は850日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は117.56アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約1キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には

	該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号36、37について調査してまいりました。受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細野 清 推進委員】	番号36、37について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号38について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号38 受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は640日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は164.20アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約500メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該

	当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【金子 一男 農業委員】	番号38について調査してまいりました。受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花卉を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細野 清 推進委員】	番号38について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号39について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号39 受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は180日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は58.30アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約2キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しない

	ため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号39について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【加藤 勇 推進委員】	番号39について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第43号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第43号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第44号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転                    2件        2筆 使用貸借権の設定            2件        6筆

	<p>番号64</p> <p>受人は、現在、市外で不動産業を営んでいます。鴻巣市内に建売住宅敷地を探したところ、開発規模、住環境ともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、建売住宅2棟を建築するため申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【川邊 晃 農業委員】	<p>番号64について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。建売住宅2棟を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井 清作 推進委員】	<p>番号64について調査してまいりました。申請地には建売住宅2棟を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号65について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>



<p><b>【事務局】</b></p>	<p>番号65 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地の所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は6ヵ月となっております。また、農地改良にともない「事業計画協議申請書」を市環境課へ提出済みです。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p><b>【藤井 廣一 農業委員】</b></p>	<p>番号65について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は6ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題ないと判断します。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p><b>【矢部 英利 推進委員】</b></p>	<p>番号65について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、各渡人が所有する農地で野菜を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもなく、問題ないと思います。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p><b>【一同】</b></p>	<p>（質問なし）</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>質問がございませんので、次に番号66について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>

【事務局】	<p>番号 6 6</p> <p>受人は、現在市内のアパートに家族 3 人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>番号 6 6 について調査してまいりました。申請地はおおむね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第 1 種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第 1 種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【大賀 文吉 推進委員】	<p>番号 6 6 について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号 6 7 について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号 6 7</p>

	<p>受人は、営農型太陽光発電設備の下で、農作物の耕作及び太陽光発電とともに土地の有効活用と売電による安定収入を得るため、太陽光の自然エネルギーによる発電事業として、今回、農地に支柱を立てて、農地の下部でブルーベリーを作付しながら上部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備の設置を計画し、土地を探したところ、受人の父が所有する本申請地を借り受ける話がまとまり申請するものです。本申請は転用期間を3年間とする一時転用許可申請で、転用面積は太陽光パネルを支えるための支柱部分0.32㎡のみとなります。太陽光パネルを120枚設置し、発電の規模は41.4kWの設備を計画しています。受人は毎年、作付け状況の報告を行い、翌年度以降の農地パトロールの対象農地にもなります。転用期間の終了後も継続して設置する場合、適正に営農されている場合のみ再度申請手続が可能となっております。今回の許可申請に先立ち、電力会社等への接続申込は済んでおり、当該農地の営農計画書、周辺農地の所有者の同意書も添付されております。なお、農地の上部空間に太陽光パネルを設置するにあたり、本来は農地法第3条の規定による許可申請（地上権設定）も同時に申請する必要があったところですが、調整不足により令和3年第1回農業委員会定例会で上程する形で調整しています。また、これにともない、本申請の許可は農地法第3条の許可後となる予定で、さいたま農林振興センターの担当にも確認済みです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【加藤 豊 農業委員】</p>	<p>番号67について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかし、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。また、転用期間中も営農しているため周辺に与える影響もなく、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【塚越 英夫】</p>	<p>番号67について調査してまいりました。本申請は、農地に支柱を立てて、上</p>

<p><b>推進委員】</b></p>	<p>部空間に太陽光パネルを設ける営農型太陽光発電設備を設置するというのですが、農地転用許可後は、受人がブルーベリーを作付けする予定で、太陽光パネル設置による周辺農地の日照についても配慮した計画となっています。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p><b>【川邊 晃 農業委員】</b></p>	<p>ブルーベリー栽培は何本くらいで栽培される予定ですか？</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>営農計画書では本数での記載はなく、プランターでの栽培で10aあたり80kg程度の収穫が見込まれます。</p>
<p><b>【酒巻 貞夫 農業委員】</b></p>	<p>売電収入はどのくらいになるか分かりますか？</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<p>申請書に金額はありませんが、国が示している成功例では、10aの農地に営農型太陽光発電を設置して、同じようにブルーベリーを作付けした方の場合、初期投資が1500万円、こちらが20年かけて返済するために最終的には2000万円かかる計算になっています。それに対して、売電による収入はkWhあたり36円換算で、20年間の合計3600万円、差し引き20年間で1600万円の売電収入が見込まれています。</p>
<p><b>【渡邊 秋夫 農業委員】</b></p>	<p>今回は農地法第5条のみ申請があり、令和3年1月に農地法第3条の地上権設定の申請があるとのことだが、一緒に出ていないことはあまり好ましくないと思います。同法3条の申請の際には、確実に農業が続けられるかどうかを確認するため、営農計画などを出させる、また収支の状況を確認できるよう何らかの付帯決議が必要だと思います。</p>
<p><b>【酒巻 貞夫 農業委員】</b></p>	<p>ソーラーシェアリングは今、国が進めており、大麦や薬草などを作付けしている例があるようです。渡邊秋夫農業委員の意見の付帯決議について補足ですが、この営農型太陽光発電を設置することによって、どのくらいの売電収入・営農収入が得られるのかを確認できる書類の提出してもらってはどうかと思いま</p>

	す。
【事務局】	この件につきましては検討いたします。
【議長】	採決を行います。議案第44号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第44号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第45号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。内容説明を島田豊委員よりお願いいたします。
【島田 豊 農業委員】	議案第45号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願番号6につきまして、令和2年12月15日に事務局とともに調査したところ、申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認められましたので、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第45号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第46号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案第46号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について説明いたします。 今回、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、耕作者9

	<p>名より</p> <p>賃借権の設定 9件 31筆 27,023㎡</p> <p>の計画案が作成され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第46号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	全員賛成ですので議案第46号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第47号 鴻巣市農業委員会傍聴規則の全部改正について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	傍聴規則は、昭和29年8月9日から施行されておりましたが、その後、改正されておらず、表現が古いままでありましたので、今回傍聴規則の見直しをすることといたしました。内容は農業会議が出しているひな形を基に、比較的最近、市の教育委員会が傍聴規則を改正しておりましたので、それらを参考にして作っております。また、内容については市の例規を審査する担当に確認してもらっております。なお、規則の案については先日お送りした資料のとおりです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【酒巻 貞夫 農業委員】	<p>2点について意見があります。</p> <p>1点目は、傍聴の申込みについて申込期限を明記した方が良いと思います。</p> <p>2点目は、傍聴人には本人の身元確認ができるものの提示を求めた方が良いと思います。</p>

<p>【事務局】</p>	<p>1点目についてですが、今回の傍聴規則の見直しにあたり、埼玉県農業会議のひな形を参考に作成しており、申込期限については特に記載はありませんでした。</p> <p>2点目についてですが、本人確認は議会事務局でも行っていないということで、農業委員会でも行わない方向で考えています。</p>																							
<p>【議長】</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので議案第47号は原案のとおり決定いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和2年11月11日～令和2年12月10日受付分 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" data-bbox="336 1070 1270 1106"> <tr> <td></td> <td>7件</td> <td>8筆</td> <td>1,830㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" data-bbox="336 1167 1270 1256"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>12件</td> <td>20筆</td> <td>4,003.99㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>2筆</td> <td>565㎡</td> </tr> </table> <p>また、</p> <table border="0" data-bbox="336 1317 1270 1458"> <tr> <td>農地改良等に係る届出</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>451㎡</td> </tr> <tr> <td>農業用倉庫に係る届出</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>139㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>23件</td> <td>32筆</td> <td>6,988.99㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員及び推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】</p> <p>（特になし）</p> <p>【議長】</p> <p>次に、推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【一同】</p> <p>（特になし）</p>		7件	8筆	1,830㎡	所有権の移転	12件	20筆	4,003.99㎡	使用貸借権の設定	2件	2筆	565㎡	農地改良等に係る届出	1件	1筆	451㎡	農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	139㎡	合計届出件数	23件	32筆	6,988.99㎡
	7件	8筆	1,830㎡																					
所有権の移転	12件	20筆	4,003.99㎡																					
使用貸借権の設定	2件	2筆	565㎡																					
農地改良等に係る届出	1件	1筆	451㎡																					
農業用倉庫に係る届出	1件	1筆	139㎡																					
合計届出件数	23件	32筆	6,988.99㎡																					

<p><b>【議長】</b></p>	<p>最後に事務局から何かありますか。</p>
<p><b>【事務局】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について</li> <li>・ 令和3年1月定例会に係る参加形式の変更の可能性について</li> </ul>
<p><b>【会長代理】</b></p>	<p>これをもちまして、令和2年第12回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会ですが、川里農業研修センターが令和3年1月25日（月）は休館のため、翌日の26日（火）午後2時00分より、場所は川里農業研修センター会議室にて開催します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時1分</p>